第７回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ
（令和７事務年度～令和８事務年度）

資料３

企業の情報開示をめぐる課題と対応
～開示制度の見直しを通じた企業の持続的成長に向けて～

Kansai Vision
2030

2026年11月18日

公益社団法人 関西経済連合会

本資料の無断転載は禁止されています。

本資料の位置づけ

■ 本資料は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの検討事項である「有価証券報告書の記載事項の整理」をはじめ、わが国の企業開示制度の在り方について、公益社団法人関西経済連合会による会員企業へのアンケート及びヒアリングの結果を踏まえ、**今後の検討に資する論点を提示**するものである。

■ 当会の調査では、有価証券報告書の記載事項について、企業側から以下のような課題が確認された。

- ✓ **投資家による利用実態や投資判断との関係が必ずしも明確でない情報**についても、金融商品取引法の厳格な法的責任を伴う法定開示が求められている。
- ✓ **企業・事業ごとの重要性に応じた絞り込みが十分でない**まま、海外子会社を含む広範な情報の収集・開示が求められている。
- ✓ **他の法定開示書類や有価証券報告書内の別項目、外部データベース等と情報が重複**し、同じ情報の作成・確認・記載が繰り返されている。
- ✓ 情報の性質や更新の必要性にかかわらず、**決算期末時点の情報を決算後の限られた期間内に開示**することが求められている。

■ こうした課題を踏まえ、本審議会においては、**「有価証券報告書に何を求めるべきか」**という基本に立ち返り、制度の目的に照らして各記載事項の必要性や媒体間の役割分担を改めて検証し、投資判断に資する重要な情報を、効率的かつ分かりやすく提供できる開示制度の在り方を検討する必要があるものと考える。

１．企業の開示業務の現状

２．アンケートおよびヒアリング調査の概要

３．記載項目別の企業意見

４．調査結果を踏まえた開示制度の見直しの方向性

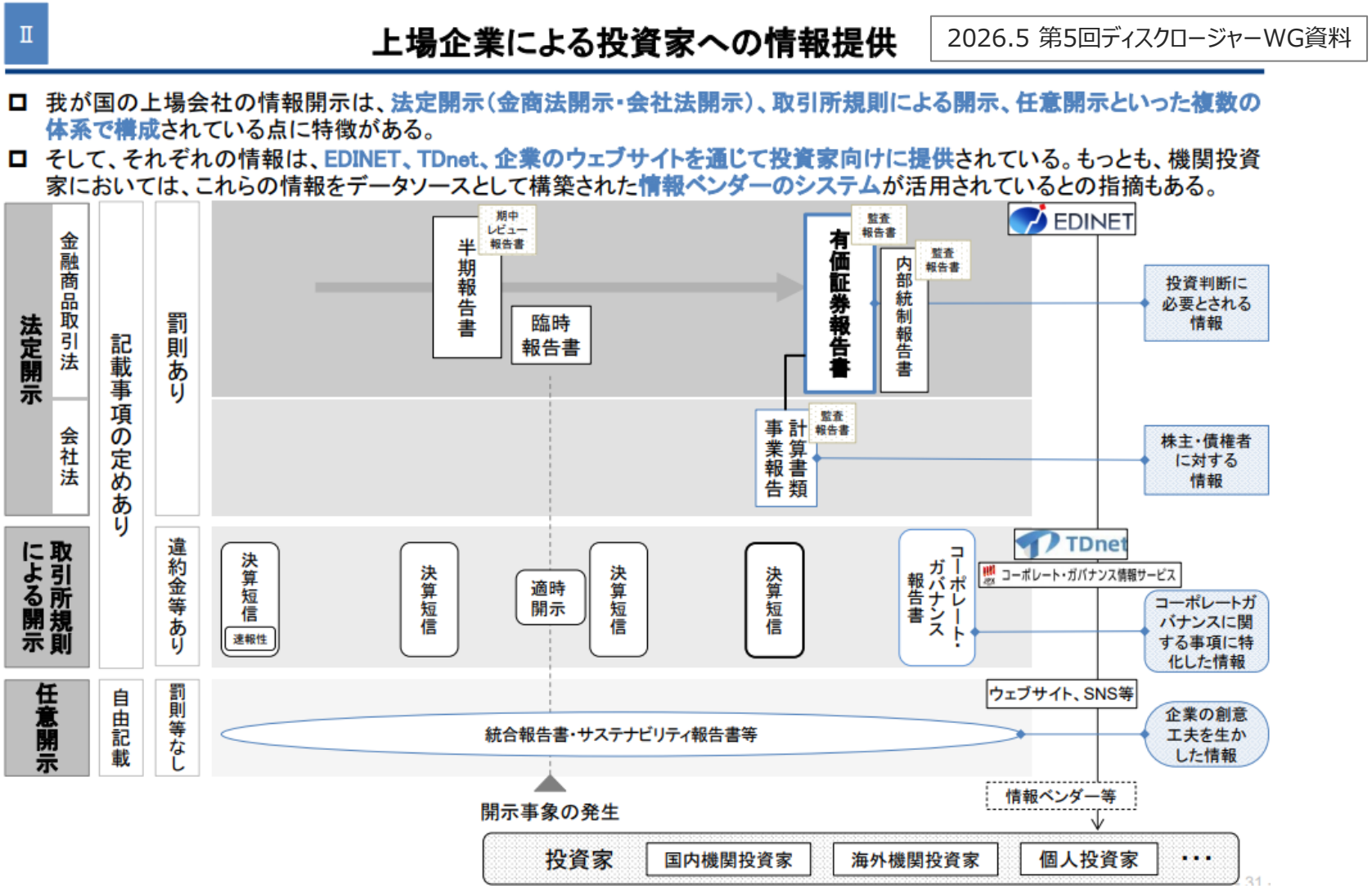
５．米国における開示制度改革の検討状況

６．まとめ

1-1. 年間を通じて発生する開示業務

■ 経理・IR部門は年間を通じて、法定・取引所規則に係る**決算・開示業務に加え、関係部門からの情報収集および調整、経営陣への報告・承認、監査人との協議・対応**など、多岐にわたる業務に継続的に取り組んでいる。

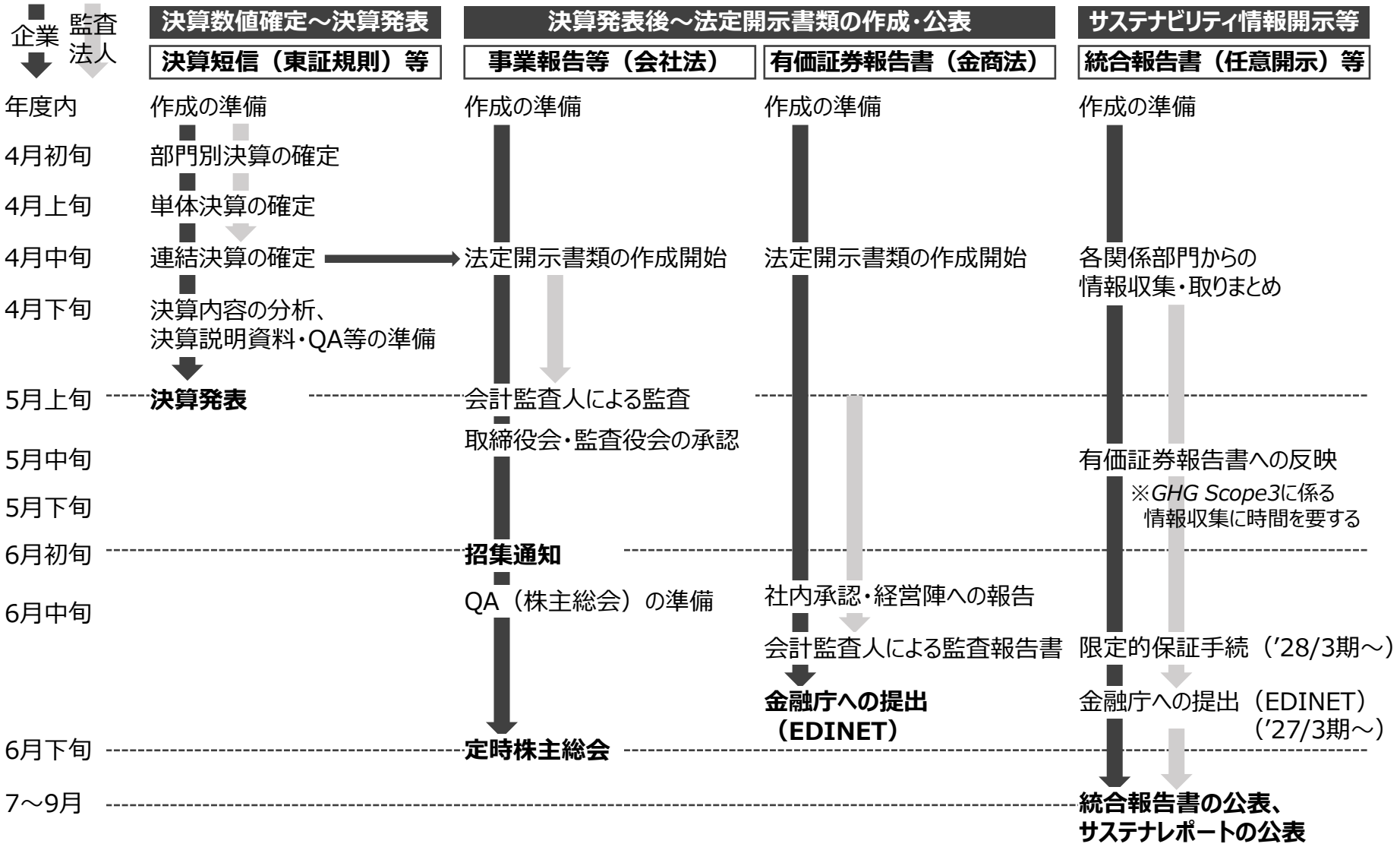
■ また、投資家の企業理解や対話の充実につなげるべく、**各社の創意工夫を生かした任意開示**にも取り組んでいる。



1-2. 決算期に集中する開示業務

■ 決算数値の確定後、有価証券報告書や事業報告等の法定開示書類の作成に加え、決算説明資料やサステナビリティ情報の取りまとめ、株主総会への対応など、**<u>複数の業務が並行して発生し、担当部門の業務が特定の時期に集中</u>**する。

3月決算・6月総会企業を一例として、一般的に想定されるスケジュール・工程



2-1. アンケートおよびヒアリング調査の概要

■ 本日の説明に先立ち、関経連では、会員企業を対象に、**有価証券報告書をはじめとする開示制度のあり方や実務上の課題に関するアンケートおよびヒアリング調査**を実施。

●アンケート概要

- 調査期間：2026年6月25日（木）　～　7月22日（水）
- 調査対象：関西経済連合会 会員（うち有価証券報告書を作成する企業は約350社）
- 調査方法：調査票の発信・回収、およびウェブサイトでの回答
- 回 答 数：80社・94件（有報作成企業約350社に対して、回収率約23%）

●設問事項（一部を抜粋）

【株主・投資家との対話を担う部署への質問】

- 有価証券報告書における以下の記載項目について、**どの程度活用されている**と感じるか（選択式）
  1 ：活用されていない ～ 5 ：とても活用されている

【有価証券報告書の作成部署への質問】

- 有価証券報告書における以下の記載項目について、**どの程度作成負担**を感じているか（選択式）
  1 ：負担に感じていない ～ 5 ：とても負担に感じている

【共通の質問】

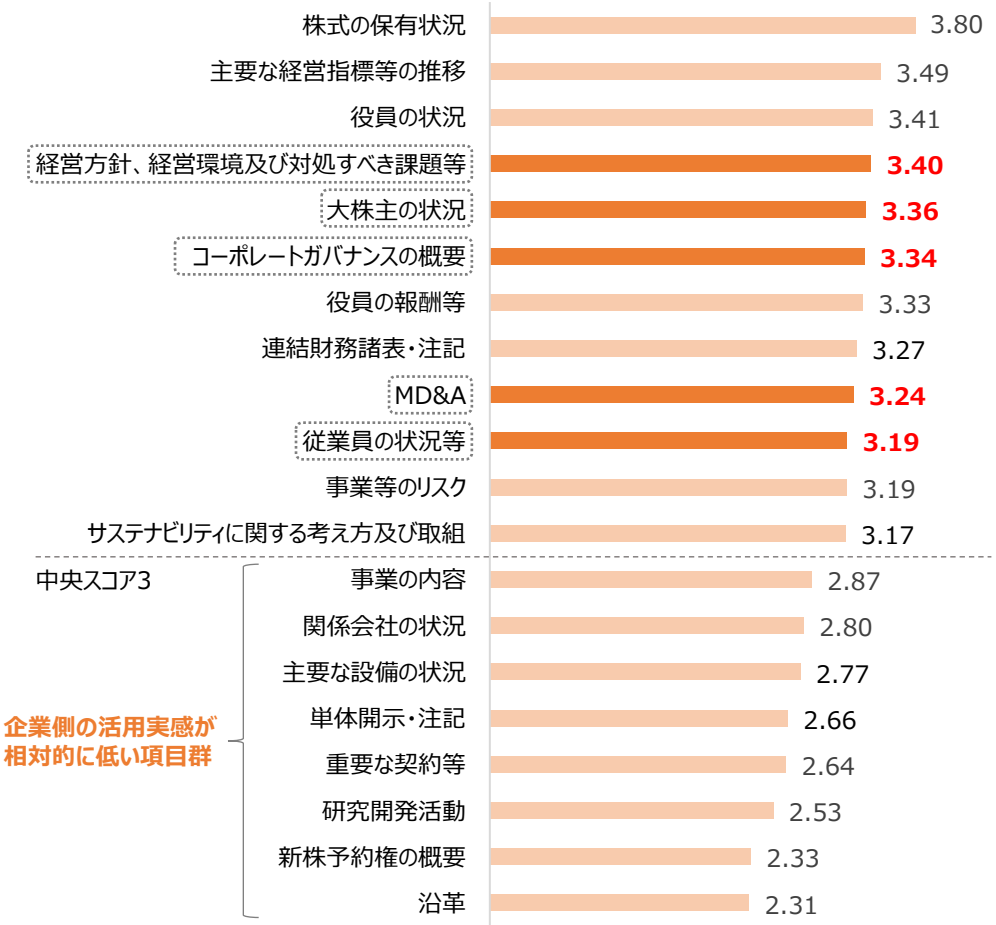
- **開示制度全体で見直しを要望したい事項**（自由記述）
- 開示負担が軽減され、**時間的余力が生まれた場合、その時間をどのように活用したいか**（自由記述）

なお、次頁以降にアンケート結果を示しているが、回答内容は、趣旨を損なわない範囲で要約しており、原文とは必ずしも一致しない場合がある。
また、アンケートは企業側から見た活用実感や作成負担を把握するものであり、投資家による実際の利用状況を直接測定したものではない。

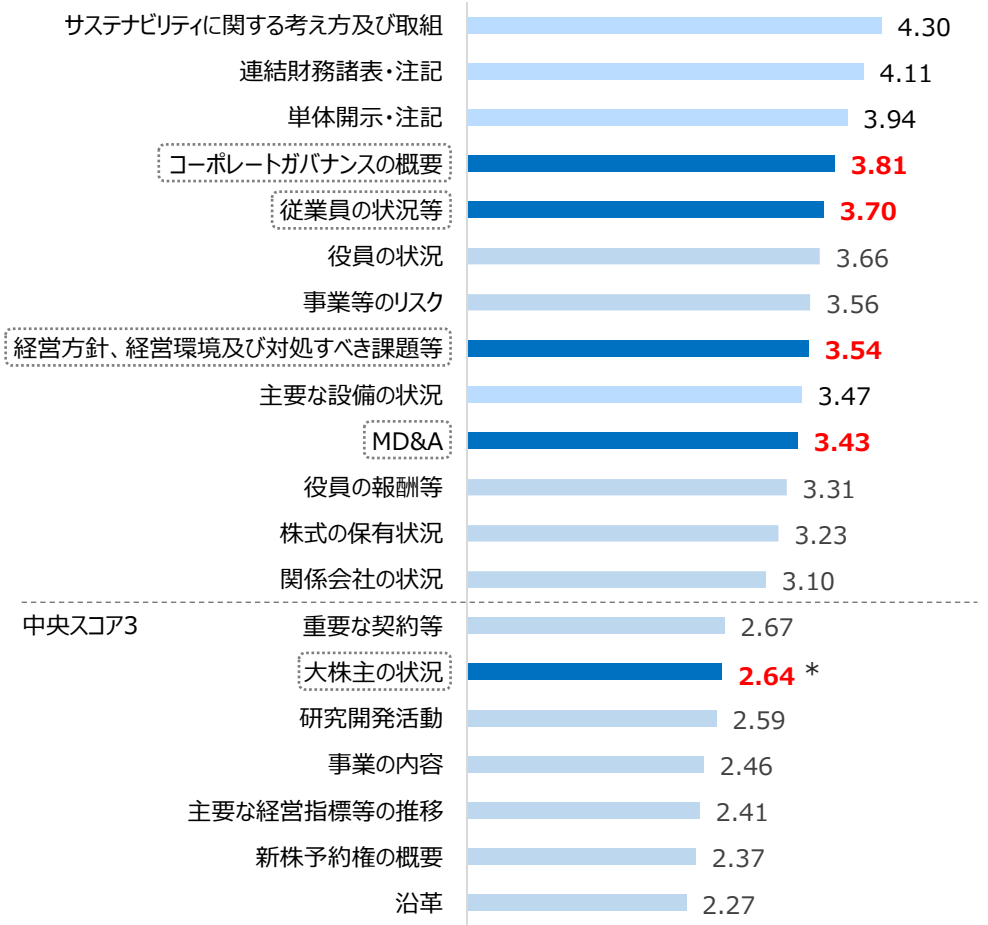
2-2. 有価証券報告書の記載項目別にみた活用実感と作成負担

■ 有価証券報告書上の各記載項目について、企業の**活用実感**と**作成負担**をスコア化した結果は以下の通り。
（なお、活用実感のスコアは、法定開示としての必要性を示すものではない点に留意が必要）

【株主・投資家との**対話を担う部署**への質問】
以下の記載項目について、どの程度**活用**されていると感じるか。
（選択式） 1：活用されていない ～ **5：とても活用されている**



【有価証券報告書の**作成部署**への質問】
以下の記載項目について、どの程度**作成負担**を感じているか。
（選択式） 1：負担に感じていない ～ **5：とても負担に感じている**



※枠囲み(スコアを**赤字**で表示)した開示項目は、**企業側の活用実感が相対的に高いものの、作成負担が大きい項目群**を示す。

＊時価総額の大きい企業で、スコア4・5の回答割合が相対的に高い傾向がみられた。

3-1. 記載項目別の企業意見①（主要な経営指標等の推移）

■ 過去の主要な経営指標等を一覧で示すことが求められているが、**外部から容易に入手できる情報など、有価証券報告書に重ねて記載する必要性が必ずしも明確でない**項目もある。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - **１【主要な経営指標等の推移】**
  - ２【沿革】
  - ３【事業の内容】
  - ４【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - １【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - ２【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - ３【事業等のリスク】
  - ４【MD&A】
  - ５【重要な契約等】
  - ６【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - １【株式等の状況】
  - ４【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - (2)【役員の状況】
    - (3)【監査の状況】
    - (4)【役員の報酬等】
    - (5)【株式の保有状況】
  - ５【従業員の状況等】
    - (1)【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2)【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - １【連結財務諸表等】
  - ２【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、業績や財務状況の推移を把握し、議決権行使や投資判断の参考として活用していると感じる。
- 一方、**個々の指標が実際にどの程度投資判断に使われているかまでは、必ずしも把握できていない**。

作成負担

- **最高株価・最低株価は外部から容易に入手できる情報**であり、有報に重ねて記載する必要性には疑問がある。
- **株主総利回りは、過去5年間の株価等を用いた計算・確認が必要**となる一方、開示の有用性には疑問がある。

見直し案

- **最高株価・最低株価、株主総利回り**など、外部から容易に入手できる情報や投資判断上の必要性が必ずしも明確でない指標については、**有報での記載は省略**してはどうか。

3-2. 記載項目別の企業意見②（沿革）

■ 企業の成り立ちや事業の変遷を示す情報であるが、**過去の詳細な沿革を毎期記載し続ける必要性については、検証の余地**がある。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - **2【沿革】**
  - 3 【事業の内容】
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - 4 【MD&A】
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - ⑴ 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - ⑵ 【役員の状況】
    - ⑶ 【監査の状況】
    - ⑷ 【役員の報酬等】
    - ⑸ 【株式の保有状況】
  - 5 【従業員の状況等】
    - ⑴ 【人材戦略に関する基本方針等】
    - ⑵ 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - 1 【連結財務諸表等】
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 個人投資家や国内機関投資家が、会社の成り立ちや事業の変遷を理解するうえで参考にしていると感じる。
- 一方、過去の沿革情報が、**現在の投資判断にどの程度活用されているかは必ずしも明確ではない**。

作成負担

- **沿革は企業のWebサイト等でも公表**していることが多く、過去の情報を有報に毎期記載し続ける必要性には疑問がある。
- 企業グループの再編や事業構成の変化など、重要な変化を反映した記載にしたいが、**定型的な記載になりやすい**。

見直し案

- **直近5年程度の重要な変化・トピックを中心とした記載**とし、過去の詳細な沿革はWebサイト等の任意開示に委ねてはどうか。

3-3. 記載項目別の企業意見③（事業の内容）

■ 事業内容や事業構成を理解するための基礎情報である一方、**事業報告等の会社法開示と記載内容が重複**しており、媒体間の役割分担を整理する余地がある。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - 2 【沿革】
  - **3【事業の内容】**
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - 4 【MD&A】
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - (2) 【役員の状況】
    - (3) 【監査の状況】
    - (4) 【役員の報酬等】
    - (5) 【株式の保有状況】
  - 5 【従業員の状況等】
    - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2) 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - 1 【連結財務諸表等】
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 個人投資家・機関投資家が、企業理解の基礎情報として、事業の内容やセグメントごとの事業構成を把握するために参照していると感じる。
- 事業戦略や各事業の詳細については、統合報告書や決算説明資料等で確認できるため、**有報の記載がどの程度活用されているかは分からない**。

作成負担

- **事業報告等の会社法開示でも同様の情報を開示**しており、媒体ごとに記載内容を調整・確認する必要がある。
- 幅広いステークホルダーに向けて分かりやすく整理した事業報告等の記載を、有報でも活用できるようにしてほしい。

見直し案

- 事業報告等と同一内容の記載については、**参照による代替を認めてはどうか**。

3-4. 記載項目別の企業意見④（関係会社の状況）

■ 企業グループの全体像や親会社と関係会社との関係を把握するための情報であるが、**開示対象の選定や関係内容の詳細な記載が企業実務上の負担**となっている。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 個人投資家・機関投資家が、主要な関係会社の事業内容や親会社との関係を把握するために参照していると感じる。
- 企業グループの事業構成や全体像を理解するうえでも参考になる情報であるが、投資判断において特に重視されるのは**連結子会社や持分法適用会社などに限られるのではないか**。

作成負担

- 有報と事業報告で開示対象となる子会社の考え方が異なり、**対象会社の選定や情報の整理に負担**がかかる。
- 役員の兼任、貸付金、営業上の取引など、関係会社との関係について**詳細な情報の収集・確認が必要**となる。

見直し案

- 子会社について、**事業報告等における「重要な子会社」と対象の考え方を整合**させ、開示対象を簡素化してはどうか。
- 「役員の兼任」「資金援助」「営業上の取引」といった**詳細な関係内容については、特に重要なもの以外は記載しなくて良い基準を明確化**してはどうか。

3-5. 記載項目別の企業意見⑤（経営方針、経営環境及び対処すべき課題等）

■ 企業の経営方針や経営課題を示す重要な情報である一方、**事業報告や決算説明資料等との重複**が生じており、媒体間の役割分担を整理する余地がある。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
- １ 【主要な経営指標等の推移】
- ２ 【沿革】
- ３ 【事業の内容】
- ４ 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
- **１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】**
- ２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
- ３ 【事業等のリスク】
- ４ 【MD&A】
- ５ 【重要な契約等】
- ６ 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
- １ 【株式等の状況】
- ４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
  - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
  - (2) 【役員の状況】
  - (3) 【監査の状況】
  - (4) 【役員の報酬等】
  - (5) 【株式の保有状況】
- ５ 【従業員の状況等】
  - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
  - (2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
- １ 【連結財務諸表等】
- ２ 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、経営課題や事業環境に関する企業の認識を把握し、対話の論点を整理するために活用していると感じる。
- 決算説明会やIRミーティングにおいて、中期経営計画の進捗や経営戦略の実行状況を確認する際にも参考にされていると思う。

作成負担

- **事業報告や決算説明資料等と記載内容が重複**しており、媒体ごとに同様の内容を作成・確認する必要がある。
- 決算発表後に記載内容を確定させる必要があり、**有報の作成・確認に充てられる期間が限られている**。

見直し案

- 重要な内容の開示は確保しつつ、**会社法の事業報告等や決算短信等の参照による代替**を認めてはどうか。

3-6. 記載項目別の企業意見⑥（サステナビリティに関する考え方及び取組）

■ サステナビリティ情報は投資家との対話において重要性が高まる一方、グループ全体の情報収集やデータの精査など、**作成・開示に係る実務負担も大きい**。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 人的資本やGHG排出量等の情報開示は、企業の中長期的な取組や価値創造を投資家等に伝えるうえで重要。
- 財務情報だけでは把握しにくい企業の経営方針や事業活動の実態を補完する情報として、活用が期待される。
- 一方、制度導入直後であり、**開示情報の利用実態や投資家との対話への活用状況については、海外の動向も含め、今後の検証が必要**。

作成負担

- SSBJ基準とCSRD（ESRS）等で要求事項に差異があり、人的資本情報など、実質的に類似する情報を**制度ごとに異なる切り口で整理・作成する負担**が生じる。
- 人的資本の財務的影響は、長期的・間接的に表れるうえ、**将来の業績やキャッシュフローへの影響を合理的に定量化することが難しい**。
- GHG排出量は、活動データの確定や内容確認、**第三者保証に時間を要するため、有価証券報告書の早期開示に間に合わせることが困難**な場合がある。

見直し案

- 制度導入直後であることから、**まずは開示の利用実態や作成負担を把握し、海外の動向を含め、その運用状況を踏まえて必要な見直しを適宜検討**すべき。
- そのうえで、国内外の制度間の標準化や人的資本情報の柔軟な開示、GHG排出量の二段階開示など、**実務上の課題を踏まえた改善を検討**する必要がある。

3-7. 記載項目別の企業意見⑦（事業等のリスク）

■ 企業が認識する事業上のリスクを把握するための情報であるが、**網羅的な記載により、企業が特に重視するリスクや経営への影響が分かりにくくなる**場合がある。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、投資判断にあたり、企業が認識するリスクやその影響を把握するために活用していると感じる。
- 企業のリスク認識を理解し、経営陣との対話の論点を整理するための基礎情報になっていると思う。

作成負担

- リスクを網羅的に洗い出して記載することに重点が置かれ、**企業が特に重視するリスクや、経営への影響が大きいリスクが分かりにくくなりやすい**。
- **事業環境やリスクの変化を踏まえた記載の更新・確認に負担**がかかる。

見直し案

- 網羅的な記載を求めるのではなく、**企業が重要と認識するリスクや、将来の経営成績・財政状態への影響が合理的に見込まれるリスクを中心**とした開示としてはどうか。

3-8. 記載項目別の企業意見⑧（MD&A（経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析））

■ 経営者による業績・財政状態等の分析は、企業の現状や将来性を理解するうえで重要である一方、**<u>財務諸表注記や他の記載項目との重複</u>**が生じている。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - 2 【沿革】
  - 3 【事業の内容】
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - **4 【MD&A】**
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - (2) 【役員の状況】
    - (3) 【監査の状況】
    - (4) 【役員の報酬等】
    - (5) 【株式の保有状況】
  - 5 【従業員の状況等】
    - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2) 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - 1 【連結財務諸表等】
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家や個人投資家が、決算数値の増減要因やその背景を把握し、経営者の分析・見解を確認するために活用していると感じる。
- 投資家が、中長期的な成長シナリオや業績の変化を見極めるうえで重要な情報になっていると思う。

作成負担

- **「経営成績等の状況の概要」と「経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」には重複**する部分があり、別々に記載する必要性に疑問がある。
- **財務諸表やセグメント情報と重複**する内容もあり、数値や科目の説明にとどまると、経営者独自の分析や見解を十分に伝えにくい。

見直し案

- **(1)経営成績の概要と(2)経営成績の状況の分析を一本化**してはどうか。
- 主要な販売先は、**「第５ 経理の状況」の「セグメント情報」に委ね、記載を不要**としてはどうか。
- **財務諸表注記と重複する「会計上の見積り等」を不要**としてはどうか。

3-9. 記載項目別の企業意見⑨（重要な契約等）

■ 企業活動に重要な影響を及ぼす契約の開示が求められているが、**通常の事業過程で締結する契約との区別など、開示対象の範囲を明確にする余地**がある。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- ライセンス生産品の有無など、特定の事業上の制約や契約関係を確認する目的で、一部の個人投資家や機関投資家が参照していると思う。
- **契約内容を幅広く必要とする投資家や利用場面は限られている**のではないか。

作成負担

- **諸外国においては通常の事業過程で締結した契約は開示対象から除外**されており、日本でも同様に、開示対象外となる契約の範囲を明確にしてほしい。

見直し案

- 通常の事業過程で締結する契約については、**重要な契約等の開示対象から除外される範囲を明確化**してはどうか。

3-10. 記載項目別の企業意見⑩（研究開発活動）

■ 企業の将来性や成長力を把握するうえで重要な情報である一方、**事業特性によって開示内容に差**があり、開示対象や記載の詳しさについて明確な考え方が求められる。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
- 1 【主要な経営指標等の推移】
- 2 【沿革】
- 3 【事業の内容】
- 4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
- 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
- 3 【事業等のリスク】
- 4 【MD&A】
- 5 【重要な契約等】
- **6【研究開発活動】**

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
- 1 【株式等の状況】
- 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
  - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
  - (2) 【役員の状況】
  - (3) 【監査の状況】
  - (4) 【役員の報酬等】
  - (5) 【株式の保有状況】
- 5 【従業員の状況等】
  - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
  - (2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
- 1 【連結財務諸表等】
- 2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 研究開発の方向性や主な取組を把握するため、個人投資家や国内機関投資家が参考にしていると感じる。
- 投資家が関心を持つのは研究開発の具体的な内容や将来の事業化の見通しであり、**定型的な記載だけでは企業の成長力を判断する材料として十分ではない**と思う。

作成負担

- **非製造業では、事業の特性上、研究開発活動に関する記載が限られる**場合や、**そもそも記載対象とならない**場合がある。
- 投資家にとって有用な情報と**企業秘密とのバランス**を踏まえ、どこまで詳細に記載すべきか判断が難しい。企業間の比較可能性を高める観点からも、開示対象や記載の詳しさについて考え方を明確にしてほしい。

見直し案

- **機密事項に該当する研究開発活動は、開示不要と**してはどうか。

3-11. 記載項目別の企業意見⑪（主要な設備の状況）

■ 企業の事業基盤や設備投資の状況を把握するための情報であるが、**拠点・子会社ごとの詳細な固定資産情報等については管理・集計負荷が高く**、投資判断上の重要性に応じた見直しが考えられる。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】**2 主要な設備の状況**

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 個人投資家や機関投資家が、グループ会社の設備規模を把握するために活用していると思う。
- 国内外の機関投資家や証券アナリストが、保有不動産等のNAV（純資産価値）を算定する際に活用していると考えられる。
- 事業所を種類別・地域別にまとめて記載する場合、土地・建物・動産・リース資産の区分や土地面積を示しても個々の設備を特定できず、**有用性が限られる**のではないか。

作成負担

- 拠点や子会社ごとの固定資産・土地残高、面積、従業員数などの詳細な情報は、**管理・集計に負担がかかる一方、企業によっては有用性が限られる**と考えられる。
- 拠点ごとの従業員数は、**「従業員の状況」でも一定の情報を開示**しており、重複して記載する必要性は低いのではないか。

見直し案

- **事業報告との記載内容の共通化**を進めるとともに、**拠点・子会社ごとの詳細な固定資産情報（資産区分別の帳簿価格・土地面積等）や従業員数など、過度に詳細な情報を省略**してはどうか。

3-12. 記載項目別の企業意見⑫（新株予約権の概要）

■ 新株予約権の発行状況や希薄化の可能性を把握するための情報であるが、**変更のない行使条件等を毎期、繰り返し記載する必要性**については検証の余地がある。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】 **(2) 新株予約権等の状況**
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 新株予約権の発行状況や潜在株式数を確認し、将来の株式数の変動や希薄化の可能性を把握するために、一部の投資家が参照していると思う。
- 割当日、個数、発行価額などは有用な情報である一方、行使条件や取締役会決議の内容など、**毎期変わらない情報を繰り返し記載する必要性は低い**のではないか。

作成負担

- 新株予約権の発行・付与状況や**前期からの変更の有無を確認し、毎期記載**する必要がある。
- **財務諸表注記と重複する内容**については、有報で改めて記載する必要はないのではないか。

見直し案

- 新株予約権の詳細な行使条件等は、発行時および内容変更時に限って開示し、**変更のない条件の毎期の再掲は不要**としてはどうか。
- **財務諸表注記と重複する記載は注記に委ねる**こととしてはどうか。

3-13. 記載項目別の企業意見⑬（大株主の状況）

■ 株主構成やその変化を把握するための重要な情報である一方、**他の公表資料で確認できる情報の転載や、投資判断上の必要性が乏しい情報**の記載については見直しが考えられる。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - 2 【沿革】
  - 3 【事業の内容】
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - 4 【MD&A】
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】 **(6) 大株主の状況**
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - (2) 【役員の状況】
    - (3) 【監査の状況】
    - (4) 【役員の報酬等】
    - (5) 【株式の保有状況】
  - 5 【従業員の状況等】
    - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2) 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - 1 【連結財務諸表等】
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、大株主の状況を確認し、株主構成やその変化を把握するために活用していると考えられる。
- エンゲージメント投資家が、親会社との資本関係の合理性を検討する際の参考情報としていると感じる。

作成負担

- 株主名簿上の保有状況と実質的な所有状況が異なる場合、大量保有報告書の内容を有報に転載する必要があるが、**EDINETで確認できる情報を重ねて記載**することは非効率ではないか。
- 大量保有報告書の内容を多く転載すると、**有報全体の可読性も損なわれる**ため、当該大量保有報告書への参照で代替できるようにしてほしい。
- 大株主の住所は**正確な確認に負担がかかる**一方、投資判断上の必要性は乏しい。

見直し案

- 実質的な所有状況が確認できない場合に求められる大量保有報告書の内容の転載は、**当該大量保有報告書の参照を認める**としてはどうか。
- 大株主の住所の記載を簡素化し、**事業報告との共通化**を図ってはどうか。

3-14. 記載項目別の企業意見⑭（コーポレート・ガバナンスの概要）

■ 企業のガバナンス体制やその実効性を理解するための情報であるが、**コーポレート・ガバナンス報告書との重複や、変更のない定型的な説明が多い**ことが課題となっている。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
⑴ 【コーポレート・ガバナンスの概要】
⑵ 【役員の状況】
⑶ 【監査の状況】
⑷ 【役員の報酬等】
⑸ 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
⑴ 【人材戦略に関する基本方針等】
⑵ 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、当社のコーポレートガバナンスの状況を理解し、対話の論点を整理するために活用していると思う。
- 国内外の機関投資家が、他社との比較を通じて、当社のガバナンス体制やその実効性を分析するために活用していると感じる。

作成負担

- 企業統治体制の概要や選択理由、委員会への出席状況など、**コーポレート・ガバナンス報告書と重複**する情報があり、両媒体の整合性確認にも時間を要している。
- **毎年大きな変更のない定型的な説明も多く**、変更がない内容まで繰り返し記載することは負担となっている。

見直し案

- コーポレート・ガバナンス報告書との役割分担を整理し、**重複する記載はいずれか一方に集約する、あるいは参照等による代替**を認めてはどうか。
- **毎期変更のない定型的な説明は簡素化**し、重要な変更事項やガバナンスの実効性に関する説明を中心とした記載としてはどうか。

3-15. 記載項目別の企業意見⑮（役員の状況）

■ 役員の経歴や専門性、構成等はガバナンスを理解するうえで重要な情報である一方、**株主総会前後の二時点での記載や他媒体との重複**が実務負担となっている。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - 2 【沿革】
  - 3 【事業の内容】
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - 4 【MD&A】
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - **(2) 【役員の状況】**
    - (3) 【監査の状況】
    - (4) 【役員の報酬等】
    - (5) 【株式の保有状況】
  - 5 【従業員の状況等】
    - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2) 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - 1 【連結財務諸表等】
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、役員の経歴や専門性、構成などを確認し、コーポレートガバナンスの状況を理解するために活用していると思う。
- 国内外の機関投資家が、役員体制を他社と比較し、ガバナンスに関する対話の論点を整理するために活用していると感じる。

作成負担

- 役員の略歴の記載が、**諸外国と比べても過度に詳細**になっている可能性がある。
- 株主総会前に有報を提出する場合、**有報提出時点と株主総会での議案承認後の二時点について役員の状況を確認・整理する必要**があり、実務上の負担が大きい。

見直し案

- **役員の略歴の記載を簡素化**してはどうか。
- 株主総会前に有価証券報告書を提出する会社については、**役員の状況の記載時点を総会後に統一**し、総会前後の二時点での記載や、その後の半期報告書での更新を不要としてはどうか。

3-16. 記載項目別の企業意見⑯（役員の報酬等）

■ 役員報酬の方針や水準は経営陣の評価・ガバナンスを理解するうえで重要であるが、**個人別報酬の開示基準やその必要性**については検証の余地がある。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内の機関投資家が、ESGの観点から役員報酬について質問・確認する際に活用していると思われる。
- 報酬水準や決定方針を把握し、経営陣への評価やコーポレートガバナンスの分析に役立てていると考えられる。

作成負担

- **一律の金額基準による開示は、報酬設計に影響を及ぼす可能性**もあり、事業報告では求められていない情報を有報で開示する必要性について、検証してほしい。
- 報酬額1億円以上の役員について個人別の報酬を開示することは、**情報の確認や取りまとめに負担**がかかる。

見直し案

- 役員報酬の透明性確保の意義を踏まえつつ、**一律の金額基準による個人別開示の妥当性を改めて検証**してはどうか。

3-17. 記載項目別の企業意見⑰（株式の保有状況）

■ 政策保有株式の保有状況や縮減の進捗を把握するために活用されている一方、**銘柄数による一律の開示基準**については、保有金額等の重要性を踏まえた見直しが考えられる。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】
2 【沿革】
3 【事業の内容】
4 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【MD&A】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2) 【役員の状況】
(3) 【監査の状況】
(4) 【役員の報酬等】
(5) 【株式の保有状況】
5 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
2 【財務諸表等】

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家やアナリストが、政策保有株式の縮減状況やその進捗を確認するために活用していると思う。
- 特に機関投資家の議決権行使担当者は、取締役選任議案等の判断材料としているほか、個別銘柄の保有経緯や取引関係を踏まえ、売却による利益や資金創出の可能性を検討していると考えられる。

作成負担

- 政策保有株式について、銘柄ごとの情報を一律に上位60銘柄まで開示するのではなく、保有金額などの重要性に応じて開示対象を選定できるようにしてほしい。

見直し案

- 銘柄数による一律の開示基準を見直し、**保有金額等の重要性を踏まえて開示や説明の対象を重点化**できるようにしてはどうか。

3-18. 記載項目別の企業意見⑱（従業員の状況等）

■ 従業員の状況や多様性に関する指標は、企業の人的資本や人材戦略を理解するための情報であるが、**グループ全体の情報収集や公表済み情報の重複記載が負担**となっている。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - 2 【沿革】
  - 3 【事業の内容】
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - 4 【MD&A】
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - (2) 【役員の状況】
    - (3) 【監査の状況】
    - (4) 【役員の報酬等】
    - (5) 【株式の保有状況】
  - **5【従業員の状況等】**
    - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2) 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - 1 【連結財務諸表等】
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 国内外の機関投資家が、従業員の状況を他社との比較やESGミーティングの際に活用していると思う。
- 機関投資家の議決権行使担当者が、従業員のエンゲージメントスコア等を把握するために参照しており、男女間賃金格差についても、その要因や縮小に向けた取り組みについて質問を受けることがある。

作成負担

- 従業員数や平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与に加え、男女賃金格差や女性管理職比率など、**グループ会社を含めた情報の集計・精査に負担**がかかる。
- **子会社ごとに雇用制度や集計基準が異なる**中、一定規模以上の国内子会社について一律に多様性指標の開示を求めず、重要性に応じて対象を選定できるようにしてほしい。
- **女性活躍推進企業データベース等で公表済みの情報**も多く、有報に重ねて記載する必要性や、期末時点の情報を法定開示として求める必要性を検証してほしい。

見直し案

- 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差など、**公表済みの情報は外部データベース等への参照で代替あるいは省略**できるようにしてはどうか。
- 国内子会社の多様性指標については、**一律の規模基準による開示対象の指定を見直し、重要性を踏まえて対象を選定**できるようにしてはどうか。

3-19. 記載項目別の企業意見⑲（連結財務諸表・注記）

■ 連結財務諸表や注記は企業グループの財政状態・経営成績を把握するための基礎情報であるが、**注記事項ごとに活用実態や作成負担は異なっており**、個別の必要性を検証する余地がある。

第一部 【企業情報】
- 第１ 【企業の概況】
  - 1 【主要な経営指標等の推移】
  - 2 【沿革】
  - 3 【事業の内容】
  - 4 【関係会社の状況】
- 第２ 【事業の状況】
  - 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
  - 3 【事業等のリスク】
  - 4 【MD&A】
  - 5 【重要な契約等】
  - 6 【研究開発活動】
- 第３ 【設備の状況】
- 第４ 【提出会社の状況】
  - 1 【株式等の状況】
  - 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
    - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
    - (2) 【役員の状況】
    - (3) 【監査の状況】
    - (4) 【役員の報酬等】
    - (5) 【株式の保有状況】
  - 5 【従業員の状況等】
    - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
    - (2) 【従業員の状況】
- 第５ 【経理の状況】
  - **1【連結財務諸表等】※注記含む**
  - 2 【財務諸表等】
- 第６ 【提出会社の株式事務の概要】
- 第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- セグメント情報等は、事業別の業績や収益構造を把握するために活用していると思う。
- 有価証券関係や税効果会計関係などは、企業の財政状態や会計上のリスクを分析するうえで参考にしていると感じる。
- ただし、注記事項によって活用状況には差があり、**すべての項目が同じように投資判断に使われているわけではない**と思う。

作成負担

- 税効果会計、退職給付、金融商品など、**複数の注記について、情報の収集・確認や集計に相応の負担**がかかる。
- 連結財務諸表の注記には、**他の開示項目と重複する情報や、利用者にとっての重要性が必ずしも高くない情報も含まれている**のではないか。

見直し案

- 注記事項ごとの活用実態と作成負担を踏まえ、**開示の必要性や記載内容の簡素化について、ASBJ等において中長期的に検討**してはどうか。
  （当WGの検討範囲を超える論点のため、ASBJ等における将来的な検討課題として整理。）
- 「その他」の「半期情報等」は、**前期の半期報告書等から入手できるため、削除**してはどうか。

3-20. 記載項目別の企業意見⑳（単体財務諸表・注記）

■ 連結財務諸表を作成する企業では、投資家による単体情報の活用場面が限られる場合もあり、**会社法の計算書類との重複**を踏まえた、有価証券報告書における開示の必要性の検証が考えられる。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】
- １ 【主要な経営指標等の推移】
- ２ 【沿革】
- ３ 【事業の内容】
- ４ 【関係会社の状況】

第２ 【事業の状況】
- １ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
- ２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
- ３ 【事業等のリスク】
- ４ 【MD&A】
- ５ 【重要な契約等】
- ６ 【研究開発活動】

第３ 【設備の状況】

第４ 【提出会社の状況】
- １ 【株式等の状況】
- ４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
  - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
  - (2) 【役員の状況】
  - (3) 【監査の状況】
  - (4) 【役員の報酬等】
  - (5) 【株式の保有状況】
- ５ 【従業員の状況等】
  - (1) 【人材戦略に関する基本方針等】
  - (2) 【従業員の状況】

第５ 【経理の状況】
- １ 【連結財務諸表等】
- **２【財務諸表等】※注記含む**

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

第７ 【提出会社の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

活用実感

- 単体決算が中心となる会社では、単体財務諸表も投資家に活用されていると思う。
- 一方、連結財務諸表を作成している会社については、**投資家は主に連結ベースで企業を評価しており、単体情報の活用場面は限られる**のではないか。
- 連結財務諸表と比べて単体財務諸表の投資家にとっての有用性は相対的に低く、**特に持株会社の場合、開示する意義は乏しい**のではないか。

作成負担

- 会社法の計算書類と開示内容が概ね重複しているうえ、**単体財務諸表の注記作成や監査対応にも相応の負担**がかかっている。
- グローバルな開示では連結情報が中心であることも踏まえ、**連結財務諸表を作成している会社にまで、単体開示を一律に求める必要性を検証**してほしい。

見直し案

- 連結財務諸表を作成している会社については、**会社法の計算書類の参照**等により、有報における単体財務諸表および注記の開示を省略できるようにしてはどうか。

4-1. 有価証券報告書の記載事項を見直す4つの視点

■ 有価証券報告書の記載事項については、企業の負担軽減ありきではなく、情報利用者にとっての有用性を確保しつつ、企業実務の実態も踏まえ、**法定開示として求める情報の必要性を改めて検証**することが重要である。

■ その際、**①記載義務、②記載対象・範囲、③他の開示書類・媒体との重複、④開示時期・更新頻度**の4つの観点から見直し、必要な情報への重点化と開示業務の合理化を図ることが考えられる。

見直しの観点	企業実務上の課題	見直しの方向性
① **記載義務**の必要性	投資家による利用実態や**投資判断との関係が必ずしも明確でない情報**についても、厳格な法的責任を伴う法定開示が求められている。	情報の有用性や全上場企業に一律の開示を求める妥当性も踏まえ、**法定開示としての必要性を検証し、記載事項の削除・省略**を含めた検討を行う。
② **記載対象・範囲**の適切性	**企業・事業ごとの重要性に応じた絞り込みが十分でない**まま、海外子会社を含む広範な情報の収集・開示が求められている。	**企業・事業ごとの重要性に応じて、開示対象や記載粒度を柔軟化**し、重要な情報を効率的に把握できる開示とする。
③ **他の開示書類・媒体との重複**	**他の法定開示書類や有価証券報告書内の別項目、外部データベース等と情報が重複**し、同じ情報の作成・確認・記載が繰り返されている。	情報の性質に応じた**開示媒体間の役割分担**を図るとともに、信頼性・継続性・アクセス可能性等を確保し、法的責任を整理したうえで、**参照・共通化・一本化**等により重複を解消する。
④ **開示時期・更新頻度**の適切性	情報の性質や更新の必要性にかかわらず、**決算期末時点の情報を決算後の限られた期間内に開示**することが求められている。	**情報の性質や重要性に応じて開示時期・更新頻度を見直す**とともに、変更のない情報の反復記載を合理化する。

※見直し対象は複数の観点にまたがる場合がある。例えば、従業員の状況は②記載対象・範囲と③他媒体との重複の両面から見直しが考えられる。

＜ご参考＞有価証券報告書の記載項目別の見直し案①

■ 前頁の4つの観点を踏まえ、有価証券報告書の個別の記載項目について、見直し案を整理した。

①記載義務、②記載対象・範囲、③他の開示書類・媒体との重複、④開示時期・更新頻度

	記載項目	見直し案	①	②	③	④
第1 企業の概況	1 主要な経営指標等の推移	• 最高株価・最低株価、株主総利回りについて、**有報での記載は省略**してはどうか。	●		●	
	2 沿革	• **直近5年程度の重要な変化・トピックを中心とした記載**とし、過去の詳細な沿革はWebサイト等の任意開示に委ねてはどうか。				●
	3 事業の内容	• 事業報告等と同一内容の記載については、**参照による代替**を認めてはどうか。			●	
	4 関係会社の状況	• 子会社について、**事業報告の「重要な子会社」と対象の考え方を整合**させ、開示対象を簡素化してはどうか。			●	
		• 詳細な関係内容について、**特に重要なもの以外は記載しなくて良い基準**を明確化してはどうか。		●		
第2 事業の状況	1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	• 重要な内容の開示は確保しつつ、**事業報告等とや決算短信等の参照による代替**を認めてはどうか。			●	
	2 サステナビリティに関する考え方及び取組	• 制度導入直後であることから、**まずは開示の利用実態や作成負担を把握し、海外の動向を含め、その運用状況を踏まえて必要な見直しを検討**すべき。	●			
		• 国内外の制度間の標準化や人的資本情報の柔軟な開示、GHG排出量の二段階開示など、**実務上の課題を踏まえた改善を検討**する必要がある。		●		●
	3 事業等のリスク	• 網羅的な記載を求めるのではなく、**会社が重視する領域や、将来の経営成績・財政状態への影響が合理的に見込まれる重要なリスクに絞った開示**としてはどうか。		●		
	4 MD&A	• **(1)経営成績の概要と(2)経営成績の状況の分析を一本化**してはどうか。			●	
		• 主要な販売先は、**「第5 経理の状況」の「セグメント情報」に委ね、記載を不要**としてはどうか。			●	
		• 財務諸表注記と重複する**「会計上の見積り等」を不要**としてはどうか。			●	
	5 重要な契約等	• 通常の事業過程で締結する契約については、**重要な契約等の開示対象から除外される範囲を明確化**してはどうか。		●		
	6 研究開発活動	• **機密事項に該当する研究開発活動は、開示不要**としてはどうか。		●		
第3 設備の状況	2 主要な設備の状況	• **事業報告との記載内容の共通化**を進めるとともに、拠点・子会社ごとの詳細な固定資産情報や従業員数など、**過度に詳細な情報を省略**してはどうか。	●	●	●	

＜ご参考＞有価証券報告書の記載項目別の見直し案②

（前頁の続き）

①記載義務、②記載対象・範囲、③他の開示書類・媒体との重複、④開示時期・更新頻度

	記載項目	見直し案	①	②	③	④
第4 提出会社の状況	1(2) 新株予約権等の状況	• 新株予約権の詳細な行使条件等は、発行時および内容変更時に限って開示し、**変更のない条件の毎期の再掲は不要**としてはどうか。	●			●
		• **財務諸表注記と重複する記載は注記に委ねる**こととしてはどうか。			●	
	(6) 大株主の状況	• 実質的な所有状況が確認できない場合に求められる大量保有報告書の内容の転載は、**当該大量保有報告書への参照等で代替**可能としてはどうか。			●	
		• 大株主の住所の**記載を簡素化**し、**事業報告との共通化**を図ってはどうか。	●		●	
	4(1) コーポレート・ガバナンスの概要	• コーポレート・ガバナンス報告書との役割を整理し、**重複する記載はいずれか一方に集約する、あるいは参照等で代替**してはどうか。			●	
		• **毎期の定型的な説明は簡素化**し、重要な変更事項や実効性に関する説明としてはどうか。				●
	(2) 役員の状況	• **役員の略歴の記載を簡素化**してはどうか。		●		
		• 株主総会前に有報を提出する会社については、**役員の状況の記載時点を総会後に統一**し、総会前後の二時点での記載や半期報告書での更新を不要としてはどうか。			●	
	(4) 役員の報酬等	• 報酬額1億円以上の役員の個人別報酬開示について、**一律の金額基準による個人別開示の妥当性を改めて検証**してはどうか。		●		
	(5) 株式の保有状況	• 銘柄数による一律の開示基準を見直し、**保有金額等の重要性を踏まえて開示や説明の対象を重点化**できるようにしてはどうか。		●		
	5 従業員の状況等	• 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差など、**公表済みの情報は外部データベース等への参照で代替あるいは省略**できるようにしてはどうか。	●		●	
		• 国内子会社の多様性指標については、**一律の規模基準による開示対象の指定を見直し、重要性を踏まえて対象を選定**できるようにしてはどうか。		●		
第5 経理の状況	1 連結財務諸表等	• **開示の必要性や記載内容の簡素化について、ASBJ等において中長期的に検討**してはどうか。		●		
		• 「その他」の「半期情報等」は、**前期の半期報告書等から入手できるため、削除**してはどうか。			●	
	2 財務諸表等	• 連結財務諸表を作成している会社については、**有報における単体財務諸表および注記の開示を省略**できるようにしてはどうか。	●		●	

4-2. 開示制度全般の見直し課題

■ 有価証券報告書の記載事項の整理に加え、企業からは、**開示制度全体に関する意見**も多く寄せられた。
これらについても、今後の検討課題として取り上げていただきたい。

設問：開示制度全体で見直しを要望したい事項（自由記述）

① 法定開示と任意開示の役割分担の明確化

- 制度開示への対応に加え、投資家向け資料を別途作成する必要があり、対話の時間が圧迫されている。法定開示は全社共通で必要な情報に重点化し、**企業固有の説明には任意開示を活かす**べき。

② 開示書類・記載事項の重複解消と合理化

- 会社法・金商法で類似情報を異なる記載様式で作成し、監査対応も重複している。
現在検討されている開示書類の一本化を進めるとともに、将来的な制度統合も視野に、記載内容の共通化と監査の一体化を進め、**作成・監査対応の重複と情報分散を解消**すべき。
- 決算短信・CG報告書等への業績分析やガバナンス情報等の再掲が、作成・整合性確認の負担となり、利用者の可読性をも損なっているのではないか。**掲載先の役割分担や先行開示の参照を認める**とともに、**各媒体の記載事項自体も整理・簡素化**すべき。

③ 四半期開示の一律義務の見直し

- 短期情報の必要性は業種・事業特性によって異なる。**一律の四半期開示義務を廃止・任意化**し、決算説明資料による代替や開示時期の柔軟化を認めるべき。**【米国の動向については、次頁参照】**

④ 総会前開示に向けた開示・監査・株主総会日程の一体的な見直し

- 単に提出時期を前倒しするだけでは、総会前の企業負担は軽減されない。記載事項や監査対応のスリム化と株主総会日程の見直しを一体的に進め、**企業の実情に応じた柔軟な対応**を可能とすべき。

5. 米国における開示制度改革の検討状況（米国証券取引委員会（SEC）の取組）

■ SECでは、資本市場の活性化や上場維持負担軽減を目的に、**企業開示制度全般の見直し**を推進している。

■ “Material Matters”（真に重要な情報）重視の転換を志向し、**四半期開示の見直しを含めた検討**を実施している。

開示制度全般

SECの課題意識

- 開示書類の長文化・複雑化
- 上場維持負担増加、IPO減少

改革の方向性に関する、SECの意見募集（2026年1～4月）

- 事業内容・リスク要因・役員報酬等の**記述情報開示基準**（Regulation S-K）**の見直し**に関するルール提案
- “Material Matters”重視に向け、**開示基準の簡素化・重点化**を検討

SEC アトキンス委員長 2026年1月・5月講演

重要でない情報の「雪崩」は、投資家保護にも資本形成にも資するものではない。重要情報に重点化し、重要でない情報の開示強制を回避すべき。

公開会社であることの負担軽減を通じ、IPOや上場維持を後押ししていく必要がある。（“Make IPO Great Again”）

うち、四半期開示

SECの課題意識

- 画一的な四半期開示義務
- 短期主義（short-termism）の助長

規則改正案に関する、SECの意見募集（2026年5～7月）

- 四半期報告（Form10-Q）に代えて、**半期報告**（Form10-S）**を選択可能**とするルール提案
- “Material Matters”重視や、IPO・上場維持促進に向け、**企業特性等に応じた柔軟な報告頻度**を志向

SEC ウエダ委員 2026年5月講演

企業と投資家が、それぞれのビジネスモデルを最も適切に反映する報告頻度を選択できるようにすることを目指している。

四半期決算への過度な注力は、経営陣が長期戦略の実行に注力する妨げとなる可能性がある。また、投資家にとっても利益をもたらさないコンプライアンスコストを課すことにもなりかねない。

今後の見通し

- SECは提出意見を踏まえ、論点整理やルール提案等を通じ、**企業開示制度全体の見直し**を段階的に検討していく見通し

＜ご参考＞米国における四半期開示制度の変遷

■ 米国において、**四半期報告は一貫して拡充されてきたわけではなく**、廃止・半期化を経て、1970年に再導入された。その後も、報告頻度を維持しつつ、内容・信頼性等について制度の見直しが図られてきた。

	1946年～ 四半期報告を開始	1953年～ 期中報告を廃止	1955年～ 半期報告を導入	1970年～ 四半期報告を再導入	1980年代～現在 四半期を維持・詳細化
報告頻度	四半期	**なし（年次のみ）**	**半期**	四半期	四半期
制度の変化	**四半期情報の開示を開始・制度化**	**四半期報告を廃止**	**半期報告を導入**	**半期報告を廃止**し、**四半期報告を再導入** 詳細を適時開示で補完し、**統一的な報告基準を設定**	**報告頻度は維持**し、**MD&A、監査人レビュー、CEO・CFO認証**等を順次導入
背景・狙い	期中の業績情報を投資家に提供	四半期報告に伴う事務負担等を踏まえ、報告義務を廃止	廃止後の要望等を踏まえ、期中情報の必要性を再検討	定期的な四半期報告が有用と判断	**情報の説明力・信頼性**等を強化
使用書類	Form 8-K→ Form 9-K	－	Form 9-K	Form 10-Q	Form 10-Q

＜変遷の詳細＞

- 1946年に**Form 8-KのItem 11**で四半期の売上高等の報告を開始。1949年に同内容を**Form 9-Kとして独立**。
- 1953年に**Form 9-Kを廃止**し、1955年に**半期報告用のForm 9-Kを導入**。
- 1970年に**Form 10-Q**による四半期報告を導入。

＜使用書類・電子化＞

- **Form 8-K**：重要事象等を報告する**臨時報告書**（現行制度でも使用）
- **Form 9-K**：期中情報を報告する**定期報告書**（四半期報告用→1953年廃止、半期報告用→1955年再導入、**現在は廃止**）
- **Form 10-Q**：四半期ごとの財務情報等を報告する**定期報告書**（1970年導入、**現在も使用**）
- **電子化**：**XBRL**による電子タグ付け（2009年～）、**Inline XBRL**（2018年～）

※米国証券取引委員会（SEC）, “Semiannual Reporting（半期開示に関する規則改正案）,” Release No. 33-11414, May 2026.より、関経連作成

6-1. 開示負担の軽減により生まれる経営資源の活用

■ 会員企業からは、開示負担の軽減により生まれる時間や人材を、**企業の持続的成長に向けた、①経営戦略・成長投資の検討、②投資家との対話、③開示業務の高度化に振り向けたい**との声が寄せられた。

設問：開示負担が軽減され、時間的余力が生まれた場合、その時間をどのように活用したいか（自由記述）

① 経営戦略・成長投資の検討

- 中長期的な企業価値の向上に向け、事業ポートフォリオの見直しや新規事業の創出、研究開発・設備投資などの**成長投資の検討に注力したい。**
- 財務分析や事業環境の分析を深めるとともに、グループガバナンスの強化や経営管理の高度化を進め、**経営判断の質とスピードを高めたい。**

② 株主・投資家との対話、情報発信の充実

- 法定開示の負担軽減分を、**投資家との対話やIR・SR活動の充実**に振り向け、企業の経営戦略や事業の強み、成長投資の考え方などについて、**相互理解を深めたい。**
- 任意開示の充実を通じて、財務情報だけでは伝わりにくい企業の価値創造のプロセスや中長期的な成長可能性を発信し、**投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話につなげたい。**

③ 開示業務の効率化・高度化と人材の有効活用

- AI・DXによる開示業務の効率化・高度化を進めるとともに、**企業価値向上に資する人材配置や人材育成**に取り組みたい。また、業務集中による長時間労働を是正し、**持続可能な業務体制を確保したい。**

6-2. まとめ（開示制度の見直しを通じた企業の持続的成長に向けて）

■ 開示制度の見直しは、わが国のコーポレートガバナンス改革の後退でも、単に企業の負担を軽減するためでもない。**わが国経済・社会を支える企業が、自社の持続的成長に向けた本質的な取組に経営資源を振り向けられる環境を整備するもの**と位置づけるべきである。開示の質を高め、企業と投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を促すことで、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげることが重要である。

■ そのためには、「現在、有価証券報告書に記載されている」という事実のみを、記載を維持する理由とすべきではない。当初の制度導入時には一定の意義や必要性があった情報についても、現在の利用実態や環境変化を踏まえ、**法定書類として今日的にも記載する必要性があるかを改めて検証し、真に必要な情報に重点化すべき**である。また、情報の性質や重要性に応じて、記載内容の簡素化や他の開示媒体との役割分担・共通化を進める必要がある。

■ さらに、有価証券報告書にとどまらず、臨時報告書と適時開示の関係、コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容、四半期開示の一律義務付けなどについても、**開示制度全体を俯瞰し、各制度の目的や媒体間の役割分担を踏まえた横断的な検討が必要**である。

■ 今後、AI等の技術の進展により、利用者にとって利便性が高く、作成者にとっても効率的な開示環境の実現が期待される。こうした技術の進展も見据え、企業が実質的な情報開示と対話に注力できる環境を整えるべきである。**その実現に向けて、海外事例も参考にしながら、個別項目の修正にとどまらない、開示制度全体の抜本的な見直しに着手**することが期待される。